相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市藤ノ木台二丁目二二番、最後の住所奈良市三条本町一番九三―九〇九号

被相続人　亡　井内喜代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十六日

奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル四〇一号室

相続財産管理人弁護士　中川　和男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市香登本五五〇番地、最後の住所岡山県備前市香登本五四九番地一

被相続人　亡　武用香与子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十六日

事務所岡山市北区弓之町八番一七号

相続財産管理人　弁護士　種田　和英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市美東町大字真名五〇二番地、最後の住所山口県下関市富任町六丁目一八番一八号下関病院内

被相続人　亡　金子　繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十六日

山口県下関市向洋町一丁目二番一六号

相続財産管理人　中原　範雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区上原二丁目一一六〇番地、最後の住所福岡市中央区大名一丁目九番四―一〇〇一号

被相続人　亡　服部　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十六日

福岡市中央区大名二丁目二番四一号サンライフ大名二〇三号

相続財産管理人　中島　俊援

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市大字佐賀関一六四四番地、最後の住所大分市錦町二丁目五番六号

被相続人　亡　増田　莞爾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十六日

大分市中島西一丁目四番一八号ＮＣビル三〇三号

相続財産管理人　弁護士　北園　勝蔵

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご了承下さい。

平成二十二年十一月二十六日

一　墳墓等所在地　千葉県市川市中山三丁目一〇番四号

一　墳墓等の名称　浄光院墓地

板橋家　岩崎家　須川家　権田家　松川家

浅野家　伊東家　加藤家

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　千葉県市川市中山三丁目一〇番四号　宗教法人浄光院　住職　緑谷一雄

任意清算公告

当法人は、平成二十二年十月三十一日をもって解散し、公認会計士法第三十四条の二十二第三項で準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月二十六日

東京都港区赤坂一丁目六番八号井上赤坂ビル九階

麻布監査法人

社員　湯佐　富治

任意清算公告

当社は、平成二十二年十一月九日総社員の同意により解散いたしました。つきましては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月二十六日

名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町一丁目三七番地

合名会社大島屋

代表社員　大島　恒治

無縁墳墓等改葬公告

この度、当出張所建物整備に伴う一時預かり納骨堂閉鎖のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、一時預かり納骨堂の預骨者、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年十一月二十六日

一　墳墓等所在地　鹿児島市宇宿四丁目一八番八号

一　墳墓等の名称　本願寺鹿児島別院宇宿出張所

一　時預かり納骨堂

一　死亡者の本籍及び氏名　山崎さなえ、島崎實吉、泉英二、折原フサエ、折原義重、山本タツ子、川本清子、若松幸太郎、元木七之助、前波一夫、小斉平スゲ、笹川義光、不詳、不詳、不詳、不詳、不詳、岩崎、不詳、不詳、不詳、不詳、以上本籍は全て不詳

一　改葬を行おうとする者　鹿児島市東千石町二一番三八号　本願寺鹿児島別院　代表役員　富永　眞秀

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年 11 月 26 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①猪越織物株式会社　②栃木県知事(1)4724　③代表取締役　猪越紀安　④栃木県足利市松田町1210番地　⑤1000万円　⑥栃木県知事　⑦栃木県足利市松田町1210番地　猪越織物株式会社　猪越紀安

①御殿場農業協同組合総合相談センター　②静岡県知事(12)第2317号　③代表理事組合長　杉山正一郎　④静岡県御殿場市茱萸沢５番地　廃止した従たる事務所　静岡県御殿場市新橋2003番地の６　⑤500万円　⑥静岡県知事　⑦静岡県御殿場市茱萸沢５番地　御殿場農業協同組合　代表理事組合長　杉山正一郎

①栄和興業株式会社　②兵庫県知事(2)第800218号　③代表取締役　山口耕司　④兵庫県南あわじ市八木寺内1649　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県南あわじ市八木寺内1649　代表取締役　山口耕司